

保育所等への指導監査について

過去の指摘、指導等の状況について

(令和7年度)

過去の指摘、指導等の状況について

- 1 非常災害対策
- 2 危険・事故防止対策
- 3 職員の資質向上
- 4 安全計画の策定
- 5 子どもの健康支援
- 6 給食
- 7 苦情解決
- 8 業務の質の評価
- 9 運営規程
- 10 労働基準法関係法規の遵守
- 11 職員の健康管理
- 12 各種手当の規程及び支出
- 13 保育所等の経理について

過去の主な指摘・指導事項①

1 非常災害対策

- 避難訓練・消火訓練を実施していない月があった
- 消防設備の点検後の対応が不十分
- 避難経路に避難の支障となる物が置いてあった
- 消火器の設置箇所を把握していなかった
- 避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない(※避難確保計画の作成対象施設)

2 危険・事故防止対策

- 治療に要する期間が30日以上を負傷等について報告していない
- 再発防止策の検討が不十分
- 不審者対応訓練が不十分

3 職員の資質向上

- 研修計画を立てていない
- 外部研修に参加した職員の組織内での研修成果の活用が不十分

4 安全計画の策定

- 安全計画の内容が不十分
- 職員・保護者への周知が不十分
- 安全計画の見直しが行われていない

5 子どもの健康支援

- 入所時の健康診断が行われていない
- 定期健康診断を未受診の児童がいる

6 給食

- 調理職員等の細菌検査が不十分
- 検食を行わずに食事を提供していた

7 苦情解決

- 苦情解決の仕組みについて保護者への周知が不十分
- 第三者委員の設置が不十分

8 業務の質の評価

- 評価結果を踏まえた保育の内容等の改善が検討されていない

9 運営規程

- 運営規程について定めるべき事項が不十分
- 運営規程の内容について現状と一致していない

10 労働基準法関係法規の遵守

- 労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出の遅延

過去の主な指摘・指導事項②

10 労働基準法関係法規の遵守(つづき)

- 年10日以上、年次有給休暇が付与されている労働者に対し、年5日以上、年次有給休暇を取得させていない
- 労働時間の適正な把握(始業・終業時刻の確認及び記録)が行われていない
- 育児・介護休業規程の内容が不十分
- 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程について労働基準監督署に届出がなされていない

11 職員の健康管理

- 雇入れ時の健康診断が不十分
- 定期健康診断の未受診、診断項目が不十分

12 各種手当の規程及び支出

- 給与規程に定められていない手当が支払われている
- 給与規程の定めと異なる額が支払われている

13 保育所等の経理について

- 月次試算表の作成、報告が適切でない
- 請求書、領収証等の保存が適切でない
- 現金、預金の残高確認が不十分
- 契約の手続きが適切でない
- 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている
- 積立資産について目的外に使用する場合の手続きが不適切

1 非常災害対策

指導事項

- 避難訓練・消火訓練を実施していない月があった
- 消防設備の点検後の対応が不十分
- 避難経路に避難の支障となる物が置いてあった
- 消火器の設置箇所を把握していなかった
- 避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない(※避難確保計画の作成対象施設)

児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。

前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条第1項、第2項】

避難確保計画について

水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律で、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられています。

避難確保計画について

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

<p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 福祉老人ホーム 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 身体障害者社会参加支援施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害福祉サービス事業の用に供する施設 介護施設 	<p>(児童福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設 障害児通所支援事業の用に供する施設 児童自立生活援助事業の用に供する施設 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 子育て短期支援事業の用に供する施設 一時預かり事業の用に供する施設 児童相談所 母子・父子福祉施設 母子健康包括支援センター 等
<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 義務教育学校 小学校 中学校 特別支援学校 高等専門学校 専修学校(高等課程を置くもの) 等 	<p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 助産所 等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防炎体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

問い合わせ先

- 市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。
- 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。
- 法改正に関すること
 - 水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html

(H29.6.19)

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)」は「警戒レベル4 発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますよう

全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和6年9月30日現在)

- 水防法(洪水)に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者
うち 避難確保計画を作成済み施設の数

都道府県別の作成状況(PDF: 32KB)

市町村別の作成状況(PDF: 190KB)

都道府県別の作成状況(グラフ)(PDF: 194KB)

- 計画の作成推移

作成推移(令和6年9月30日現在)(PDF: 226KB)

- 過去の作成状況

令和6年3月31日現在

都道府県別の作成状況(PDF: 33KB)

市町村別の作成状況(PDF: 196KB)

令和5年9月30日現在

都道府県別の作成状況(PDF: 83.1KB)

市町村別の作成状況(PDF: 552KB)

- 水防法等に基づく取組状況

作成状況(令和6年9月30日現在)(PDF: 44KB)

避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用の手引き

(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

令和4年3月

国土交通省 水管理

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jo
uhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

2 危険・事故防止対策①

○治療に要する期間が30日以上を負傷等について報告していない

○再発防止策の検討が不十分

報告の対象となる重大事故の範囲

死亡事故

意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

【特定教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号)】

再発防止の徹底

ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること

事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①(1)の点検実施箇所や①(2)のマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

【保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月15日事務連絡)】

2 危険・事故防止対策②

○不審者対応訓練が不十分

保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第50条】

保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

【保育所保育指針「第3章健康及び安全」の「3環境及び衛生管理並びに安全管理」の「(2) 事故防止及び安全対策」のウ】

認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領「第3章健康及び安全」の「第3環境及び衛生管理並びに安全管理」の2】

2 危険・事故防止対策③

不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。

教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。

不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。

教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分でないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。

【認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について(令和3年11月29日事務連絡)】

骨折事故に関する危険な場面と対策

～危険な場面～

本資料は、骨折事故の防止を目的として、「教育・保育施設等における事故情報データベース」の情報を基に、骨折事故が発生しやすい『危険な場面』と、自治体等が要因を分析した『対策』について、実際の事故事例を踏まえてまとめたものですので、事故防止の参考としてください。



走行中の転倒による事故が多く発生しています。よそ見のまま走る、両手で物を持ったまま走る、靴下のまま廊下等を走る、濡れた場所を走る、布団やタオル等の上を走るなどの場面で事故が発生しています。



異年齢保育等において、年齢や体格が異なる子どもと一緒に遊ぶ(例えばドッジボール)ことは、遊びの内容によって強度に大きな差が生じ、事故に繋がる場合があります。



正しい使い方であれば危険性の少ない遊具(玩具)であっても、使い方によっては、事故に繋がっています。特に、遊具から飛び降りることによる事故が多く発生しています。



イベント(運動会、遠足等)当日の夕方や翌日などは、こどもの疲労が溜まっていたり、気持ちが高揚していたりすることで、事故に繋がりがやすくなっていると考えられます。



狭いスペースで多くの子どもを遊ばせたことが事故に繋がっています。特に、同じスペースで異なる遊びをすることは、衝突や転倒の危険性がより高くなっています。



【こどもが水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！】
こどもが首や肩から水筒を下げたまま転倒した場合、骨折のほか、腹部に水筒が当たった衝撃で命に危険が及ぶ重篤な内臓損傷が起こることがありますので、以下のポイントに注意しましょう。
○ 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう。
○ 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう。
○ 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう。

※ 参考:消費者庁「こども安全メールfrom消費者庁 (Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!)」

～対策～

※ 事故の発生防止は組織で対応することが重要です！施設・事業所の長等のリーダーシップの下、対策に取り組んでください。

Check1 日常的な環境整備

例えば、濡れた廊下はすべらないように拭く、つまづきやすい物を床に置かない、高窓付近に物を積み上げないなど、日常的に事故防止の観点から環境整備に努めましょう。

Check2 正しい使い方の指導

こどもに対して、遊具や玩具の正しい使い方をしっかり伝えるとともに、正しい使い方をしなければ怪我につながることを繰り返し知らせましょう。

Check3 遊びの内容に応じたスペースの確保

例えば、狭いコートでのドッジボール(相手と近距離になる)、狭い範囲での鬼ごっこ(衝突の可能性が高くなる)などが事故に繋がりがやすいため、適正なスペースの確保に努めましょう。

Check4 全体を見渡せる配置

こどもの遊びを見守る時は、複数の職員が同じ位置から同じ方向を見るのではなく、異なる位置から異なる方向を見るなど、全体の状況を見渡すことができる配置を心掛けましょう。

Check5 『危険』の早期発見・早期声掛け

見守り中は、危険な場面を早期に発見することに努めましょう。また、危険な場面を発見した場合は、直ちに声を掛けることで、事故を未然に防ぎましょう。

Check6 こどもと遊具の適合性の確認

こどもの発達段階(年齢・体格・運動能力等)を考慮して、遊具を準備しましょう。転落等に備えてマットを用意したり、直近で補助にあたるなどの対応を徹底しましょう。

Check7 過度な興奮状態の抑制

こどもが遊びに夢中になり過ぎると事故が起きやすい傾向があるため、途中で休憩を入れるなどして、興奮状態を抑制することにも留意しましょう。

※ 骨折事故防止対策の一例として、「教育・保育施設等における事故情報データベース」を基に、対策の一例を示しましたが、全ての施設・事業所に当てはまるものではありません。各施設・事業所の実状(こどもの人数、年齢、構成等)に応じた対策を検討してください。

啓発資料「骨折事故に関する危険な場面と対策」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/787dd8a4-3b44-4eed-a661-b9d0729f70c9/e833d618/20240905_policies_child-safety_effort_tsuchi_06.pdf

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しました。食事の見守りを行いましょう。

使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい

球形や

もち 白玉団子 乾いたナッツ・豆類 ミニトマト

やむを得ず使用する場合は留意点→

4等分して形や大きさを変える

調理を工夫する食材

●「年齢等」はあくまで目安です。子どもの口腔機能
●離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材は避けましょう。

食材	年齢等
弾力性がある又は繊維が残るため、飲み込みにくいもの 葉野菜 きのこと類 わかめ ソーセージ 薄切り肉	<離乳(5~6)> 歯はま いらない
唾液を吸収して、飲み込みにくいもの ゆでたまご ひき肉	なめ すりつ 状態
食塊の固さや切り方によってつまりやすいもの りんご なし	やむ ●生
固くて噛み切れない又は噛みちぎりにくいもの えび 貝類 おにぎりのり	離乳 ●「お

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期の子どもが「りんご」、「パン」を食べた時

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、子どもの食事に関わる皆さんに知っていただきたい食事提供のポイントについて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基にとりまとめましたので、ご活用ください。

食事提供のポイント

給食・おやつだけでは

全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。

パンなど、ありふれた食材でも誤嚥事故が発生しています。

食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は？

上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っていないか確認した上で、食事を中断しましょう。

ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

POINT

- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
- 口の中に詰め込みすぎないように注意しましょう。
- よく噛んで食べるように伝えましょう。

無理に完食につながる

口の中に食と、誤嚥

無理矢理吐き出す

離乳期のポイント

離乳期の子どもの介

子どもが慌てて食べないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるように、ゆとりある時間を確保しましょう。

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための情報共有のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参照して、「保護者等との情報共有」及び「職員及び関係業者との情報共有」のポイントをとりまとめましたので、ご活用ください。

保護者等との情報共有

目的

食の安全確保、個別対応、食材選定のため、保護者等と施設の間で、情報共有を促進します。また、保護者等とのコミュニケーションを通じて、信頼関係を築くことで、安心して施設を利用できる環境を整えます。

保護者等との面談タイミング

入所前の面談に加え、以下のようなタイミングで確認を検討します。

- 食事提供開始時
- 発達段階の変化
- 離乳食段階の進行
- 上記以外の定期面談等

職員及び関係業者との情報共有

食事に関する記録の作成・保存・更新

- 保護者等から確認した食事に関する事項は、「離乳食についての調査票」等の記録を作成し、情報共有のために保存します。(ICTを活用して、記録を確認できる施設もあります。)
- 食事に関する事項は日々変化していくため、最新の情報を記録・書類を更新します。

職員間における情報共有

アレルギーや喫食経験、当日のこどもの健康状態などに関する情報は、チェックリスト等を活用しながら、施設の責任者、保育士、管理栄養士・栄養士、調理員、保育補助者のほか、食事の委託業者等の関係業者との間でも幅広く共有を図ります。

段階的な確認による誤提供の防止

職員及び関係業者と共有した情報を基に、献立の作成、調理、検査、配膳、提供などに携わるそれぞれの職員や関係業者が、それぞれの段階で問題が無いかチェック可能な環境を整えます。問題がある場合はすぐに情報を共有します。

給食業者を利用している施設の事例

例1) 給食担当者、保育士、給食業者が参加する「給食会議」を毎月開催。こどもの月齢や発達段階を踏まえた栄養価、メニュー、食材ごとの切り方や調理方法などの詳細を検討して、献立を作成。

例2) 給食業者が各教室等でのこどもの食事の様子を確認し、課題や改善点があれば随時職員と情報共有して、対策を協議。

※各情報の聴き取り、確認等に関する参考資料:本事業報告書付録6「離乳食についての調査票(0・1歳児クラス/入園時聴き取り用)」



行事やイベント食の注意点

各行事やイベントは、子どもたちの毎日を楽しむことはもちろんのこと、季節の移り変わりや伝統文化に慣れ親しむことなどの狙いがあり、子どもたちの生活を豊かにし、多くの学びや成長の機会となります。一方で、そうした行事やイベントで提供される食材による事故も少なからず発生しています。行事やイベントを安全に実施するために、以下の例を参考に提供する食材の見直しや実施内容などを検討しましょう。

例1 園庭での栽培活動や農業体験等

- 誤嚥事故防止の観点から「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」において「**使用を避ける**」とされている食材は、栽培活動や果物狩りにおいても注意が必要です。
- 農業体験等で収穫した季節の果物や野菜等も、子どもに与える際には大きさや固さなどに注意が必要です。
- 収穫時でなくても、子どもが手に取って口に入れてしまうこともあります。栽培場所にも注意が必要です。



例2 節分行事での鬼打ち豆

- 鬼退治の場面では煎り大豆を使わずにボールを使う等の工夫をしている施設もあります。



例3 お月見行事での団子、餅つき行事での餅

- 団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。



具体的な調理法

この動画では、りんごを例に挙げて、離乳期における具体的な加熱方法の一例をご紹介します。

具体的な加熱方法①（離乳初期）【約3分】



具体的な加熱方法②（離乳中期以降）【約3分】



copyright © MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc. All Rights Reserved.

食事の際の誤嚥事故防止対策 — 眠ってしまった子どもへの対応 —

令和6年度「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」

啓発動画(具体的な加熱方法)

啓発動画(食事の際の誤嚥事故防止対策—眠ってしまった子どもへの対応—)

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php#section5>

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策男女共同参画推進部 安全課

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

新年度となる4月は、こどもの新入園や進級、施設・事業所で勤務する職員の入れ替わりなど、教育・保育施設等において環境が大きく変わる時期であり、重大事故の発生が特に懸念されます。

教育・保育施設等における事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、以下

「ガイドライン」という。）において、施設・事業者、地方自治体それぞれが取り組むべき事項を示していますので、新たに教育・保育に携わる職員を含めたすべての職員に対して、下記事項を踏まえたガイドラインの周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

特に、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、ガイドライン本文中の「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」を改めて施設・事業所に周知を図るとともに、各地方自治体においても、必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』（以下、「調査研究」という。参考資料参照。）により、ガイドライン等の内容が教育・保育現場で働く職員に浸透するように、有識者からなる事業検討委員会において、現場の意見を聞いた上で、わかりやすい啓発資料（別添）を作成し、現場で活用できる効果的な啓発方策（KYT（危険予知トレーニング））を示しておりますので、自治体・施設等における各種研修等で、幅広く御活用いただきますようお願いいたします。

ねる
ときにきをつけること



① 乳児の睡眠中は次のことに気をつけましょう

- **こどもを一人にしない**…異変をすぐに察知できるようにする
- **あおむけに寝かせる**…うつぶせ寝の状態が顔が横向きの体勢も避ける（医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外）
- **やわらかい敷布団、重い掛け布団や、ぬいぐるみ等を使用しない**…顔が埋まったり、払いのけられなくなったりして、鼻や口がふさがれないようにする
- **ヒモまたはヒモ状のものを置かない**…首に巻き付かないようにする（例：ぶたれかけのヒモ、ふとんカバー内側のヒモ、ベッドまわりの電源コードなど）



こどもの
重大な事故を防ぐための
ポイント **ねる・たべる・みずあそび**

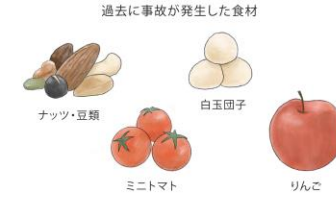
② 乳児の様子を確認しましょう

- 口の中に異物や、ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する…のどや気管につまらせないようにする
- 定期的にこどもの身体に触れて呼吸・体位、睡眠状態を点検する…職場のマニュアルやチェック表などに合わせる
- **預け始めの時期は特に注意深く見守る**（例：慣らし保育を行うなど）
※乳児のほか、こどもの発達や健康状態によっては1歳以上でも定期的な確認を行い、状況に応じてあおむけに寝かせる

ねるときにひそむリスク

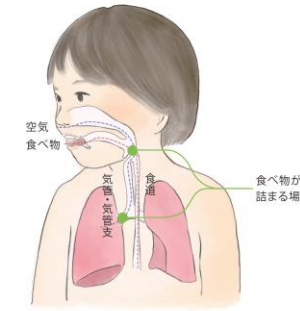
- 睡眠中、うつぶせ寝でぐったりしているのを発見される死亡事故が繰り返し起きている
- 睡眠中は、窒息のほか、乳幼児突然死症候群（SIDS）のおそれがあり、予防方法は確立していないが、寝るときに**うつぶせで寝かせたときのほうがSIDSの発症率が高い**とされている
- やわらかい布団やぬいぐるみ等が鼻や口をふさいだり、ヒモまたはヒモ状のものが**首に巻き付いたりして窒息**するリスクがある
- **預け始めは事故が多く**、過去の事故検証報告ではリスクが高いと指摘されており、こどものストレスや、発達状況の把握が必ずしも十分ではないことが影響している可能性もある

たべる
ときにきをつけること



① 食材については次のことに気をつけましょう

- こどもの年齢月齢によらず、**普段食べている食材が窒息につながる可能性がある**ことを認識する
- **球形・かたい・粘着性が高い**といった形状や性質の食べ物は避ける（過去に事故が発生した食材の例：ナッツ・豆類（ピーナッツなど）、ミニトマト（プチトマト）、白玉団子、ぶどうなど）
- **りんごなども基本的に使用を避け**、どうしても食べさせる場合は、**種乳食完了期までは加熱して与える**…過去に事故が発生しており、かむことで細かくなったとしてもかたさ、切り方によってはつままりやすい



こどもの
重大な事故を防ぐための
ポイント **ねる・たべる・みずあそび**



② 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう

- 食べ物はこどもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える…のどや気管につまらせないようにする
- **こどもの意志に沿うタイミングで与える**…眠くなった、もう食べたくないといった食べること集中できない様子を確認したら無理に食べさせない
- 食事中に驚かせない

③ こどもの様子を共有・観察しましょう

- 食事前に保護者や職員間でこどもの食事に関する情報を共有する（例：食べるための機能や食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など）
- **食べ物を飲み込んだことを確認する**（口の中に残っていないか注意）
- 食事中に眠くなっていないか・姿勢よく座っているかを注意する

たべるときにひそむリスク

- こどもは、**奥歯が生えそろうず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない**
- 硬くてかみ砕く必要のあるナッツ・豆類などを**のどや気管に詰まらせて窒息**（ちっつく：食べ物のがのどにつまること）したり、**小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管炎**を起したりするリスクがある
- 食べ物をお口に入れたままで、走ったり、転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したりしたあと、**一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥**（ごえん：食べ物などが気管や気管支に入ること）のリスクがある

教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究事業
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

みずあそび

のときにきをつけること

こどもの 教育・保育施設等の職員向け
重大な事故を防ぐための
ポイント ねる・たべる・みずあそび



① 監視体制を確保しましょう

- 「専ら監視を行う者」と「指導等を行う者」を分けて配置し、役割分担を明確にする
- 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする



② 監視者は監視に専念し、こどもから目を離さないようにしましょう

- 監視者は、片付け、こどもの相手など他の作業を行わない（時間的余裕をもつ）
- 目立つ色の帽子などを身につける…誰が監視者であるか分かるようにする
- こどもに「監視の先生はみんなを守る事が仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく
- エリア全域を見渡せる場所から定期的に視線を動かしながら監視する
- 動かないこどもや、集団から外れて動くなど不自然な動きをしているこどもを見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと目を話したときに、こどもがおぼれた事故が起こっている
- 監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しんで隠れるといった反応とは限らず、静かにおぼれることも多いと言われてる

応急処置

こどもの 教育・保育施設等の職員向け
重大な事故を防ぐための
ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当てが必要です。
すぐに119番・応急処置を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫（心臓マッサージ）



強さ 胸の厚さが3分の1くらい強さ
速さ 1分間に100～120回
幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す
乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児：こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く
乳児：片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかりと支える。
心肺蘇生法の胸骨圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方向へ圧迫
（※幼児のみ、乳児は除く）

参考資料

こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

こども家庭庁
乳幼児突然死症候群（SIDS）について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>

消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥（ごえん）事故に注意！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html>

こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>

消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

編纂・発行 PwCコンサルティング合同会社

デザイン 富田誠・富田真弓

イラスト 岩瀬未佳

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】

～施設・事業者向け～

平成 28 年 3 月

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

3 職員の資質向上

○研修計画を立てていない

○外部研修に参加した職員の組織内での研修成果の活用が不十分

児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第8条第2項】

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

【保育所保育指針「第5章職員の資質向上」の「4 研修の実施体制等」の「(1)体系的な研修計画の作成」及び「(2)外部研修の活用」】

4 安全計画の策定

- 安全計画の内容が不十分
- 職員・保護者への周知が不十分
- 安全計画の見直しが行われていない

①安全計画の内容

設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項

②職員に対し安全計画について周知

③職員に対し研修及び訓練を定期的実施

③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない

④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2】

保育所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。

安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」別添資料5などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと

【保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
(令和4年12月15日事務連絡)】

保育所安全計画例 (別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1						

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--

保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること 各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める 自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する 職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する 保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する 児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> 水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> 降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は児童の入園時	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける 保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	<ul style="list-style-type: none"> 発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

5 子どもの健康支援

- 入所時の健康診断が行われていない
- 定期健康診断を未受診の児童がいる

児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第15条第1項】

健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までに行うものとする。)ことを原則とする。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条第1項】

6 給食

- 調理職員等の細菌検査が不十分
- 検食を行わずに食事を提供していた

調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

【社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」】

7 苦情解決

○苦情解決の仕組みについて保護者への周知が不十分

○第三者委員の設置が不十分

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第20条第1項、第2項】

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日児発第575号)】

8 業務の質の評価

○評価結果を踏まえた保育の内容等の改善が検討されていない

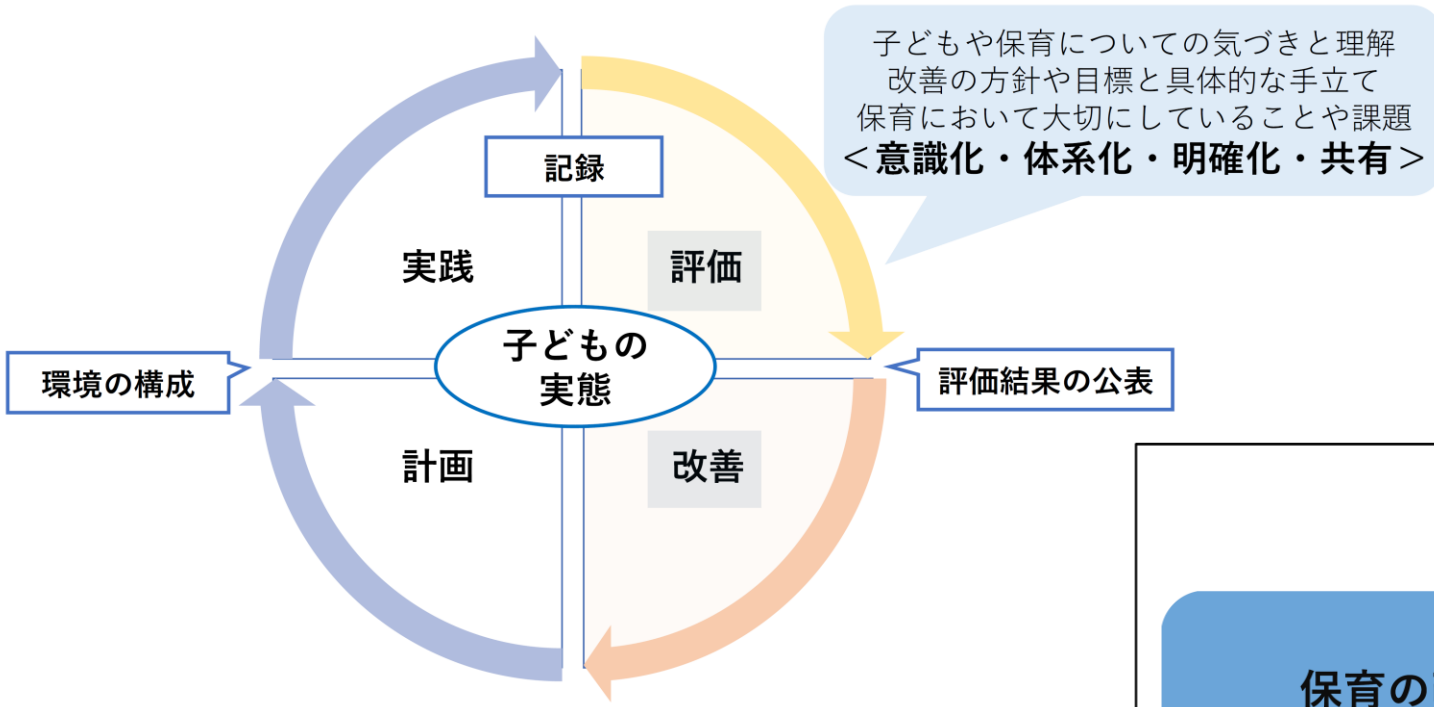
保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第51条第1項】

保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

【保育所保育指針「第1章総則」の「3保育の計画及び評価」の「(5)評価を踏まえた計画の改善」】

保育の過程に位置づけられる保育内容等の評価



保育所における自己評価ガイドライン (2020年改訂版)

保育内容等の評価の目的と意義

保育の改善・充実	職員の資質・専門性向上
子どもの豊かで健やかな育ちに資する 保育の質の確保・向上	
職員間の相互理解・協働	関係者（保護者等）との 理解の共有・連携の促進

保育内容等の評価の全体像

保育士等による自己評価

- ・子どもの理解に基づく保育の計画や実践の振り返り（日々や週の振り返り、月・期・年単位の振り返り）
- ・職員相互の対話を通じた学び合い、子どもの姿や保育の捉え直し
- ・保護者との対話、情報共有
- ・目指す方向性の明確化と保育の改善・充実に向けた検討

↓
専門性及び保育の質の向上のための
課題の明確化
↓
保育所全体の保育の内容に関する認識

保育所（組織）による自己評価

- ・保育士等の自己評価を踏まえた組織としての評価
- ・実情に即した観点や項目の設定
- ・全般的な評価と重点的な評価
- ・自己評価の実施体制の整備
- ・保護者や地域住民の意見の把握
- ・改善の目標や方策の検討と取組の成果の検証
- ・結果の取りまとめと公表

↓
全職員による共通理解の下での
保育の質向上の取組

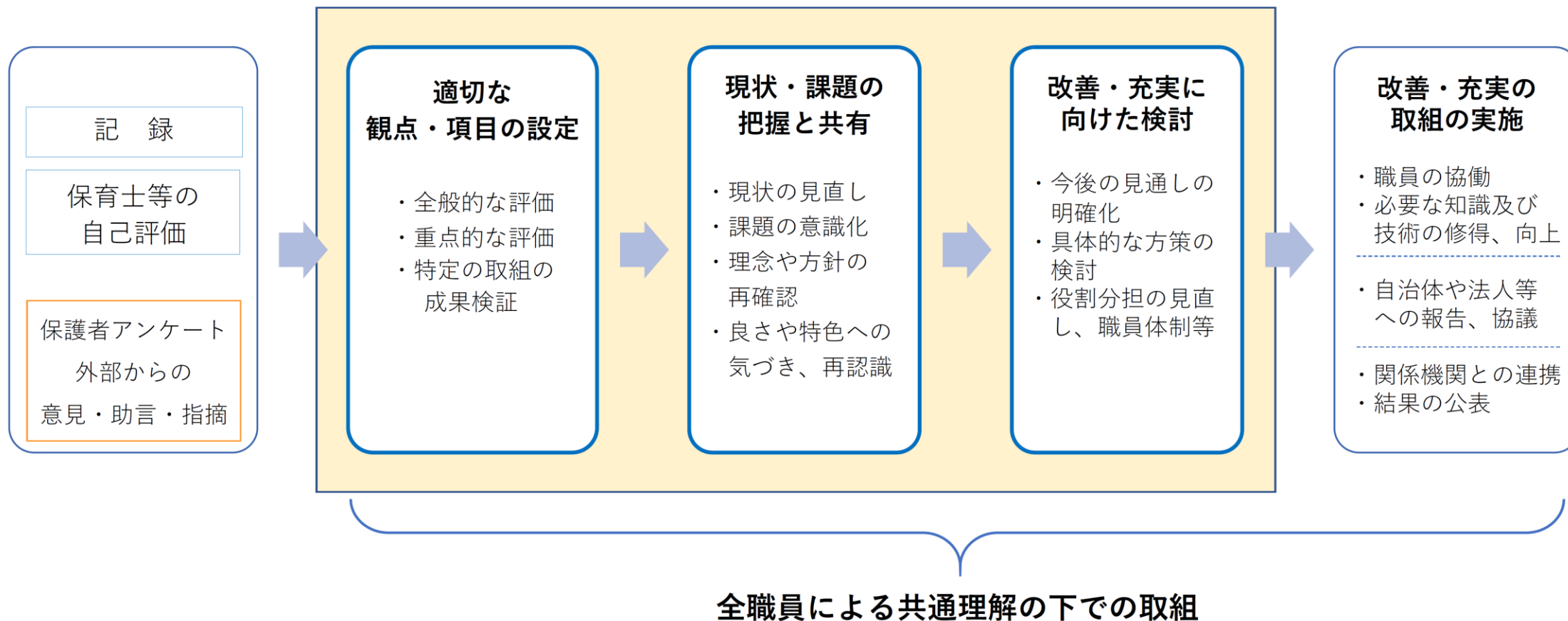
多様な視点を取り入れ活用する取組

- ・第三者評価の活用
- ・関係者（保護者等）の評価への関与
- ・公開保育の機会等の活用

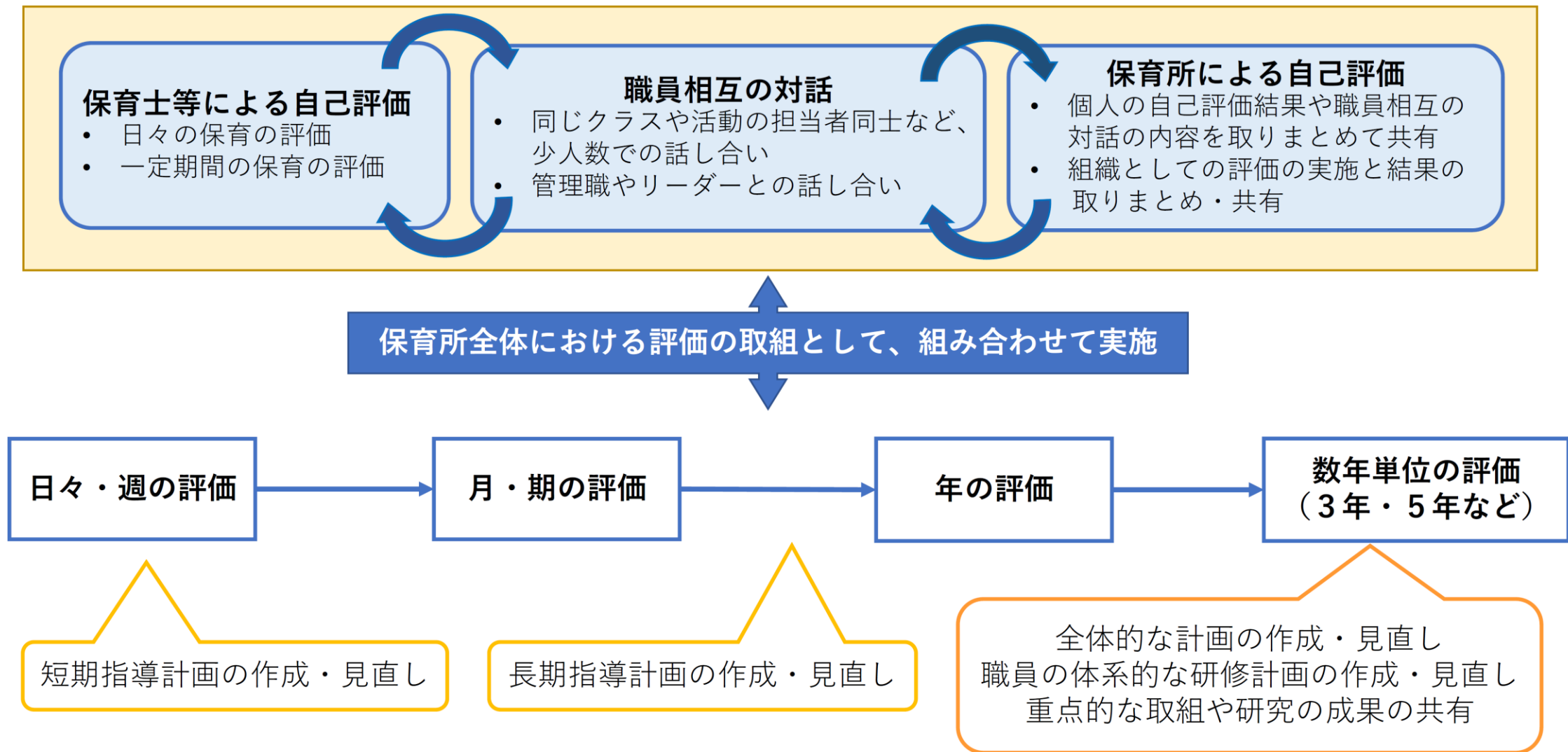
↓
より多角的な視点から捉えた
現状や課題の把握
↓
ともによりよい保育に向け
取り組む関係の形成

取組全体の充実と保育の質の向上

保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ



保育所における取組の進め方（イメージ）



保育をもっと楽しく

保育所における 自己評価ガイドライン ハンドブック



2020 (令和2) 年 3 月



4 園長・主任の役割

園長の役割

一人一人の保育士等が日々の保育に主体的に向かい、肯定的なまなざしで子どもを理解していくために、まずは園長が保育士等の思いや考えを肯定的に受けとめることが重要です。また、園の課題に応じ自治体や法人等との改善の方策に関する協議や、関係機関との連携を行います。



互いを尊重する職場の雰囲気をつくる

- (例) ・各職員の**持ち味や良いところ**に向け、それを他者にも伝えることを率先して意識する
・職員が、**他の職員の自分とは異なる意見**に対して、自身を否定されたかのように受けとめる場合があること等に留意し、話し合いの目的や互いを認め合う基本姿勢を明確に示す

主任の役割

主任は、園の理念や評価に基づく取組の方向性を、日々の実践や子どもの姿と結びつけて保育士等に伝えるとともに、具体的な改善・充実の手立て等を考える際の中核を担う存在です。現場のリーダーとして個々の主体性を大切に、共に考える姿勢が、互いに認め合い、学び合う雰囲気を支えます。

職員を中心として「大切にしたいこと」を具体化する

- (例) ・ミドルリーダーと連携して**個々の保育士等の思い**を把握し、課題となっていること背景や要因を整理しながら、日々の実践を捉えるためのヒントを提示して本人の気づきを促す
・園としての保育の方向性もちつつ、保育士等の作成した記録や計画をもとに対話しながら、**次の保育に向けた思いやアイデア**を引き出し、イメージを明確にしていくことを支える



☞ ガイドライン p.20-25, 28-29

肯定的な評価・理解ができる職場風土



どんどん良くなる!

手ごたえが生まれる!

9 運営規程

○運営規程について定めるべき事項が不十分

○運営規程の内容について現状と一致していない

保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 7 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他施設の運営に関する重要事項

【福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第17条第2項】

特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 5 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条】

10 労働基準法関係法規の遵守①

- 労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出が遅延している
- 年10日以上の子次有給休暇が付与されている労働者に対し年5日以上の子次有給休暇を取得させていない
- 労働時間の適正な把握(始業・終業時刻の確認及び記録)が行われていない
- 育児・介護休業規程の内容が不十分
- 就業規則、給与規程、育児・介護休業規程について労働基準監督署に届出がなされていない

10 労働基準法関係法規の遵守②

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

【労働基準法 第36条】

有給休暇（使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。）の日数のうち5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

【労働基準法 第39条第7項】

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日）】

10 労働基準法関係法規の遵守③

【育児・介護休業法の改正(令和6年5月)】

①施行日:令和7年4月1日

子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和

(対象となる子の範囲の拡大、労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止)

※育児介護休業規程等の見直しが必要

育児のための所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置 等

②施行日:令和7年10月1日

柔軟な働き方を実現するための措置等

(3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者)

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

10 労働基準法関係法規の遵守④

【育児・介護休業法の最近の改正】

①施行日：令和3年1月1日

「子の看護休暇」「介護休暇」が時間単位で取得可能（時間単位での取得が可能、全ての労働者が取得できる）

②施行日：令和4年4月1日

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

③施行日：令和4年10月1日

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

育児休業の分割取得

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護 等 休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前 の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休業に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい *①～④のうち複数の措置を講じること

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

育児・介護休業法のあらまし

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)
～令和7年4月1日、10月1日施行対応～



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニ



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

就業規則への記載はもうお済みですか

- 育児・介護休業等に関する規則の規定例 -

～令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました～



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニ

このリーフレットでは、育児・介護休業法に沿った制度等の規定例をご紹介します。その他、都道府県労働局で配布しているパンフレットや、厚生労働省ホームページなども参考にして、法に沿った就業規則の整備を進めてください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「育児・介護休業法のあらまし」、「育児・介護休業等に関する規則の規定例」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

職場における

・パワーハラスメント対策

・セクシュアルハラスメント対策

・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策

は事業主の義務です！



2022年4月から
パワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました

I	職場におけるパワーハラスメント	2
II	職場におけるセクシュアルハラスメント	7
III	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	10
IV	職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための関係者の責務	18
V	職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のために事業主が雇用管理上講ずべき措置等	19
VI	事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容	32
VII	事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組	33
VIII	対応例	34
IX	関連条文、指針	41



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

職場におけるハラスメント防止

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/s/eisaku06/index.html

指針に定められている事業主が講ずべき措置のポイント

事業主が、その雇用する労働者又は事業主（法人である場合はその役員）自身が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため雇用管理上講ずべき措置は以下のとおりです。
※ 事業主は、これらの措置を必ず講じなければなりません。

職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

→詳細 P22

- ① パワーハラスメントの内容
・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- ② パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

→詳細 P24

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④ 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

職場におけるパワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

→詳細 P26

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。

併せて講ずべき措置

→詳細 P28

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。
- ⑩ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

指針に定められている事業主が講ずべき措置のポイント

事業主が、職場におけるセクシュアルハラスメント又は妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するため雇用管理上講ずべき措置は以下のとおりです。
※ 事業主は、これらの措置を必ず講じなければなりません。

職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために講ずべき措置

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するために講ずべき措置

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

→詳細 P22

- ① セクシュアルハラスメントの内容
・セクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容
・妊娠・出産等、育児休業等に関する否定的な言動が職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生原因や背景となり得ること
・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを行ってはならない旨の方針
・制度等の利用ができること
を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

→詳細 P24

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④ 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、これらのハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

→詳細 P26

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ⑦ 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。

併せて講ずべき措置

→詳細 P28

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ⑩ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度の利用等を理由として解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

→詳細 P30

- ⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

★ このほかの望ましい取組についても、P31～32を参照の上、積極的な取組をお願いします。

11 職員の健康管理①

○雇入れ時の健康診断が不十分

○定期健康診断の未受診、診断項目が不十分

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

【労働安全衛生規則第43条】

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生規則第44条第1項】

11 職員の健康管理②

雇入れ時の健康診断の診断項目	定期健康診断の診断項目
<ol style="list-style-type: none"> 1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 血色素量及び赤血球数の検査(貧血検査) 7 GOT、GPT、γ-GTP)検査(肝機能検査) 8 LDLコレステロール、HDLコレステロール検査(血中脂質検査) 9 血糖検査 10 尿中の糖、蛋たん白の有無の検査(尿検査) 11 心電図検査 	<ol style="list-style-type: none"> 1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 血色素量及び赤血球数の検査(貧血検査) 7 GOT、GPT、γ-GTP)検査(肝機能検査) 8 LDLコレステロール、HDLコレステロール検査(血中脂質検査) 9 血糖検査 10 尿中の糖、蛋たん白の有無の検査(尿検査) 11 心電図検査 <p>上記の3、4、6、7、8、9、11に掲げる項目については、基準に基づき、医師が必要でない認めるときは、省略することができる (労働安全衛生規則第44条第2項)</p>

12 各種手当の規程及び支出

- 給与規程に定められていない手当が支払われている
- 給与規程の定めと異なる額が支払われている

一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。

各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(平成27年9月3日府子本第255号)】

施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

【社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日雇児発第488号)】

13 保育所等の経理について①

- 月次試算表の作成、報告が適切でない
- 請求書、領収証等の保存が適切でない
- 現金、預金の残高確認が不十分
- 契約の手続きが適切でない

1 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)】

13 保育所等の経理について②

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

(4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)】

会計責任者は、月次報告の際、園の通帳と伝票及び仕訳日記帳との突合を行い、現金・預金勘定の帳簿残高と金庫内の現金及び預金通帳残高等と差異がないか確認を行うこと

【保育所等における適正な事務執行体制の徹底について(令和4年9月20日4子育第1516号)】

13 保育所等の経理について③

価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること

会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

【社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日雇児総発0329第1号)】

社会福祉法人 経理事務マニュアル

令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業
「小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する
事務処理体制支援等に関する調査研究事業」編
みずほ情報総研株式会社

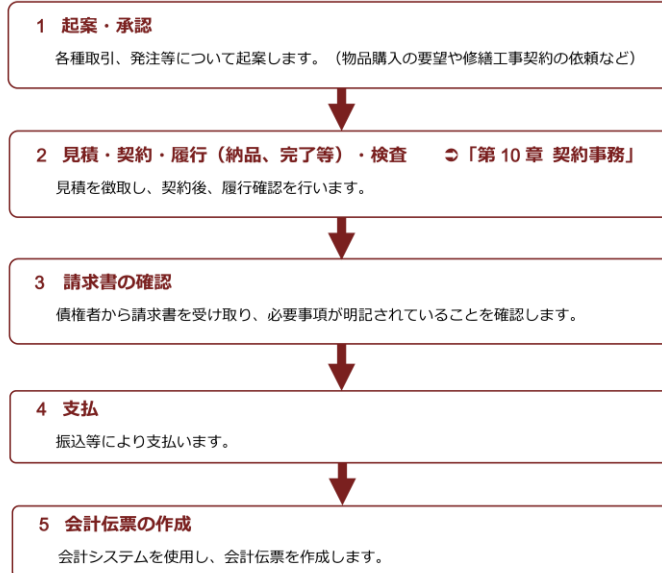
第5章 支払事務

1 支払事務 (経理規程 第4章 出納)

■ 概要

目的	支払事務を適切に管理・実施し、支払事務誤りを防止するため
内容	取引先からの請求書等を受けて、口座振込による支払いを行います。 (現金による支払いは、第6章「現金管理」を参照ください)
タイミング	随時
担当者	出納職員、会計責任者
システム・帳票	会計システム (稟議書、購入依頼書等)

■ 業務の流れ



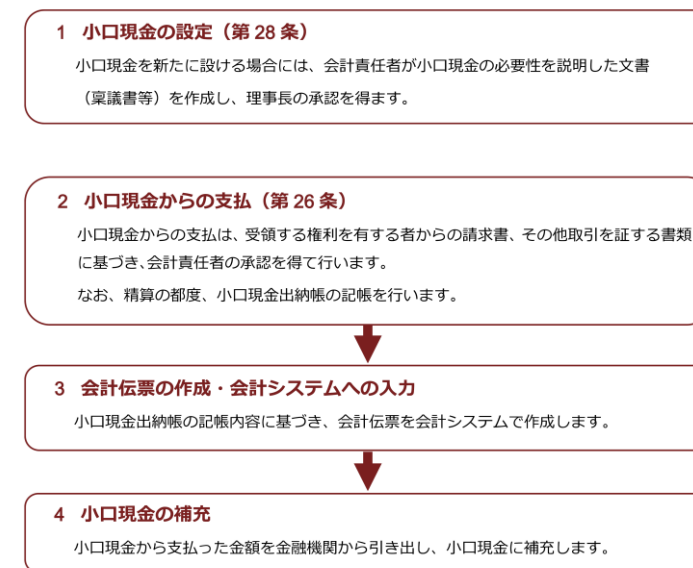
第6章 現金管理

1 現金管理 (経理規程 第4章 出納)

■ 概要

目的	現金の適正な管理を実施するため
内容	内部統制の強化のため、小口現金の出納管理は日々適正に実施します。
タイミング	随時
担当者	出納職員、会計責任者
システム・帳票	会計システム、小口現金出納帳

■ 業務の流れ



第9章 決算

1 月次報告 (経理規程 第4章 出納)

■ 概要

目的	適時に経営状況を把握するため
内容	月次試算表を作成し、理事長に報告します。
タイミング	毎月経理規程に定めた期日までに報告
担当者	会計責任者、理事長
システム・帳票	月次試算表

■ 業務の流れ

1 月次処理・月次試算表の作成

月次処理を実施するための作業を行います。



2 月次報告

会計責任者は、月次試算表を作成し、理事長に報告します。

第10章 契約事務

1 契約事務 (経理規程 第12章 契約)

■ 概要

目的	不正防止に留意し、適切な契約を実施するため
内容	契約の種類に合わせた手続きを実施します。
タイミング	随時
担当者	契約担当者 (理事長が指定)
システム・帳票	-

■ 業務の流れ

1 契約種類の確認

契約には、入札による契約と随意契約とがあるため、契約の種類について確認します。



2 入札契約

一般競争入札または指名競争入札を実施して契約先を決定します。

3 随意契約

見積を徴取し、見積比較により契約先を決定します。



4 契約書の作成・締結

上記2または3で契約者が決定したら、契約書を作成します。



5 履行確認(検査)

契約内容が履行されているか、確認(検査)を行います。

13 保育所等の経理について④

- 当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている
- 積立資産について目的外に使用する場合は不適切

【子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日府子本第254号)】

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(平成27年9月3日府子本第255号)】

【「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について(平成27年9月3日府子本第256号)】

2019年改訂版

保育所におけるアレルギー対応ガイドラインのご案内

保育所におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応の基本を示すガイドライン



参考様式をご活用ください!

サイトからダウンロードしてご利用いただけます。



●生活管理指導表
アレルギー疾患のある子ども一人ひとりの症状を正しく把握し、対応を適切にすすめるために、保護者の依頼を受けて医師が記入する表です。

●緊急時個別対応票
保護者からエビペン®を預かる際に、緊急時の対応内容を保護者と協議して作成する票です。

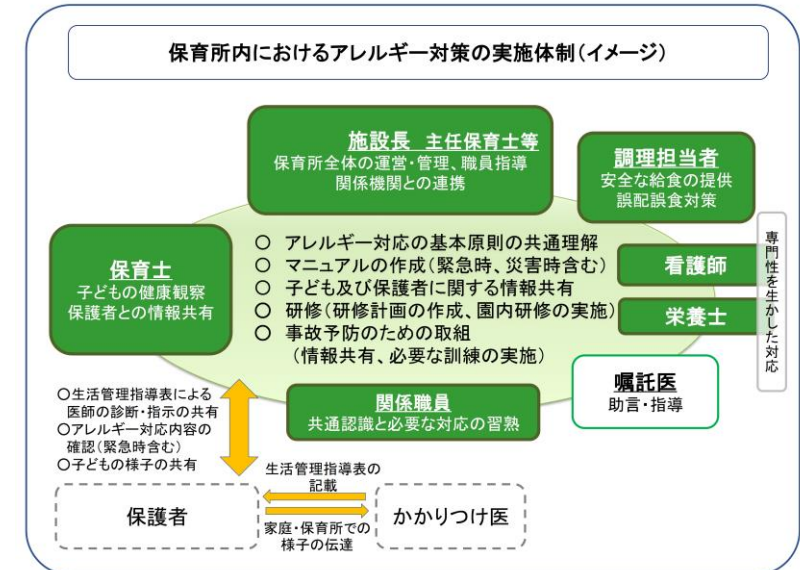
●食物アレルギー症状への対応の手順
●症状チェックシート
緊急性の高い症状を見逃さないよう、症状の有無を確認しながら、対応の手順を確認できるシートです。

●除去解除申請書
除去していたものを解除するとき、保護者と保育所の間で作成する表です。

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019年改訂版)



図 1-2



保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版)

こども家庭庁

2018(平成30)年3月

(2023(令和5)年5月一部改訂)

<2023(令和5)年10月一部修正>

本ガイドラインは、厚生労働省において作成されたもの
厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管に伴い、こ
ども家庭庁において一部改訂を行いました。

(2) 衛生管理

ア) 施設内外の衛生管理

- 保育所では、日頃からの清掃や衛生管理を心掛けることが重要である。
- 消毒薬の種類と適正な使い方を把握するとともに、その管理を徹底することが重要である。

保育所は、多くの子どもたちが一緒に生活する場です。保育所における衛生管理については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第10条に示されています。感染症の広がりを防ぎ、安全で快適な保育環境を保つために、日頃からの清掃や衛生管理を心掛けましょう。

また、消毒薬の種類と適正な使い方を把握するとともに、子どもの手の届かない場所に管理するなど消毒薬の管理を徹底し、安全の確保を図ることが重要です。

(参照:「別添2 保育所における消毒の種類と方法」(p.72))

施設内外の衛生管理として考えられる主な事項を以下に記載します。

○保育室

- ・日々の清掃で清潔を保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ(押しボタン)等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うと良い。(嘔吐物や排泄物の処理等は塩素系消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム・亜塩素酸水)を用いる)
- ・季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、十分な換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。換気については、季節や施設状況に応じて窓あけのほか、換気扇や扇風機等を活用し効果的な対策となるようにする。

【保育室環境のめやす】

室温:夏 26~28℃, 冬 20~23℃, 湿度:60%

○手洗い(参照:「<正しい手洗いの方法>」(p.14))

- ・食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物処理後等には、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・手を拭く際には、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避ける。個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空ける。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。また、液体石けんの中身を詰め替える際は、残った石けんを使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石けん液を詰める。

○おもちゃ

- ・直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、湯等で洗い流し、干す。
- ・午前・午後とで遊具の交換を行う。
- ・適宜、水(湯)洗いや水(湯)拭きを行う。

別添3 子どもの病気 ~症状に合わせた対応~

①子どもの症状を見るポイント

○ 子ども一人一人の元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくめやすになります。

○ いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです!

- ・親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きつかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

○ 今までなかった発しんに気がいたら・・・

- ・他の子どもたちとは別室へ移しましょう。
- ・発しん以外の症状はないか、発しんが時間とともに増えているか、などの観察をしましょう。
- ・クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑われる症状がみられる子どもがいないか、確認しましょう。